

# あんしんプロバイダー制度(平成 20 年度基準)の実施要領

気候変動対策認証センター

## 1. あんしんプロバイダー制度の目的

環境省が平成 20 年 2 月に策定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(以下「指針」)によれば、カーボン・オフセットの課題として、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築が挙げられている。文中には、「オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること」とあり、各オフセット・プロバイダーが透明性確保に努めているところである。

一般的に、透明性の確保にあたっては、明文化した情報に基づく第三者機関による確認が有効な手段であり、信頼性の構築や透明性の確保は日本におけるカーボン・オフセットの取組の活性化のためには不可欠であると考えられる。

そのような状況のもと、指針により指摘されている課題に対応した「あんしんプロバイダー制度」を開始して、カーボン・オフセットの取組を広めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することは、低炭素社会構築のための要件であると考ええる。

### (オフセット・プロバイダーとは)

指針においては、「市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者」と定義されている。

### (指針が指摘している課題)

- ・一定の精度で算定を行っているか?
- ・排出削減努力を促しているか?
- ・信頼性の高いクレジットによるサービスを提供しているか?
- ・ダブルカウント等を回避する対策を行っているか?
- ・必要な情報を公開しているか?

## 2. あんしんプロバイダー制度の概要

「あんしんプロバイダー制度」は、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出削減量クレジットの取扱方等を確認した上で、ウェブサイトにおいて公表することによって、消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性を識別できるようにするための取組である。

カーボン・オフセットに関し、諸外国においては、排出削減量クレジットのダブルカウントや実態のない排出削減量クレジットの取扱い等の不正問題が発生していることから、カーボン・オフセットの取組を検討している国内事業者からは、当該取組に対する要望が

生じている。あんしんプロバイダー制度に関する情報を公開することは、カーボン・オフセット第三者認証の手続きをより円滑に進めることにも貢献し、カーボン・オフセットの取組の普及や質的向上を後押しするものである。

### 3. あんしんプロバイダー制度による確認内容

#### 【重点確認事項（基本方針および事実の確認）】

##### ①信頼性の高いクレジットによるサービスを提供しているか？

指針においては、「オフセットするための削減活動が実質的な温室効果ガスの削減に結びついていない事例」を挙げ、「オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・永続性を確保する必要がある」「オフセットに用いられるクレジットのもととなる排出削減・吸収量が正確に算定される必要がある」と言及されており、信頼性の高いクレジットによるサービスの提供が行われているかどうかを確認する必要がある。

⇒指針および「カーボン・オフセットに用いられる VER の認証基準に関する検討会」の検討結果を踏まえて確認を行う。

##### ②ダブルカウント等を回避する対策を行っているか？

オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること

⇒指針および制度に参加するオフセット・プロバイダーの社内手続を定めた文書等を踏まえて確認を行う。「オフセット・プロバイダーの社内手続を定めた文書等」の妥当性についても確認を行う。

#### 【確認事項（基本方針の確認）】

##### ①一定の精度で算定を行っているか？

オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要

⇒指針および「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン」を踏まえて各社の基本方針のみを確認する。

ただし、ウェブ上で、個人の排出量算定を支援するサービスについては、重点確認事項として、算定根拠、算定式等の確認を行う。

##### ②必要な情報を公開しているか？

指針においては、「カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する商品、サービス等を購入する消費者に対し十分な説明がなされることが必要」「カーボン・オフセットの取組を行う者は必要な情報を公開することが求められる。」と言

及されている。

⇒指針および「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」を踏まえて各社の基本方針のみを確認する。なお、ウェブサイトにおける虚偽記載の有無、苦情受付体制やその処理方法等についても確認を行う。

#### 【排出削減努力についての考え方】

指針においては、「オフセットをすれば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布する懸念」「オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要がある。」と言及されているが、最終的に排出削減努力を行うのは、オフセット・プロバイダーではなく、オフセットを行う各事業者や消費者である。オフセット・プロバイダーについては、事業者や消費者がオフセットを行う際に、削減努力も併せて行うことが重要であるとの情報提供を行うことが求められていることから、排出削減努力については、確認事項②の「必要な情報を公開しているか？」における確認項目とする。

#### 4. 確認の手順

##### ①オフセット・プロバイダーによる申請

- ・申請書
- ・申込事業者による社内手続を定めた文書（以下「手続文書」）と関連文書
- ・事業に関する契約類
- ・算定および情報公開に関する基本方針

##### ②手続文書確認

- ・手続文書を確認し、重大なリスクがないか確認する。
- ・クレジットがどのようにカーボン・オフセットに用いられているかを確認する。

##### ③実地確認・書類確認

- ・実際の業務が、手続文書の通りに進んでいるかどうかを立会確認する。

##### ④気候変動対策認証センターウェブ上でのオフセット・プロバイダー名の公表

- ・以降、1年に1度の実地確認、3か月に一度の書類確認等を行い、ウェブ上での公表内容を更新していく。

##### ⑤注意喚起等の可能性

- ・クレジット管理等において不鮮明な点があれば注意喚起を行った上で、場合によっては警告、立ち入り検査、ウェブ上における情報提供中止等を行う予定である。

(参考) 主な信頼性の高いクレジット

クレジット種別	手続文書確認	実地確認・書類確認
京都クレジット	○	○
オフセット・クレジット	○	未発行
JVETS	○	○

## 5. 「あんしんプロバイダー」名称使用における制限

あんしんプロバイダー制度とは、一定の水準を満たしていることをもって「あんしんプロバイダー」であることを第三者機関が認証する制度ではなく、オフセット・プロバイダーによるクレジットの取扱い方等を第三者機関が定期的に確認し、制度に参加するオフセット・プロバイダーの透明性を継続的に確保していく制度である。

このため、本制度に参加するオフセット・プロバイダーは、「あんしんプロバイダー制度参加事業者」であると称することはできても、自社の属性として「あんしんプロバイダー」であると称するべきではなく、名称使用に一定のルールをもたせる意味から、あんしんプロバイダー名称使用規程を設けることとする。概要は以下の通りである。

- ・名刺、会社案内や社屋入口等の自社を紹介する場面における使用を禁じる。(看板や印刷物等、恒久的に用いるものに印刷してはならない。)
- ・ウェブページにおいて、気候変動対策認証センター ([www.4cj.org](http://www.4cj.org)) の「あんしんプロバイダー制度」へのリンクを行うことにより、自社の実績を表明することはできる。
- ・プレゼンテーション等においては制度設計の説明を行った上で、口頭で制度利用を行っていることを言及することはできる。

(ウェブサイトにおける掲載例)

- 当社は、気候変動対策認証センターのあんしんプロバイダー制度により、第三者機関を利用した透明性の確保に努めています。
- 当社はあんしんプロバイダー制度参加事業者です。  
(制度紹介ページおよび各社のページに対するリンク設定により実績を表明する。)
- × 当社はあんしんプロバイダーです。
- × 当社はあんしんプロバイダーに認定されています。
- × 当社はあんしんプロバイダーとして認証されています。
- × 当社はあんしんプロバイダーに登録されています。
- × 当社は環境省により認定されています。
- × 当社は環境省公認プロバイダーです。
- × 当社は気候変動対策認証センター認定プロバイダーです。

## 6. あんしんプロバイダー制度ウェブサイトのイメージ

### 【制度紹介ページ】

あんしんプロバイダー制度とは……

あんしんプロバイダー制度参加事業者は以下の通りです。

A社

N社

S社

H社

I社

・

・

【各社ページ】

**A 社 実績**

確認日 【確認期間】	手続書類確認	実地確認	書類確認
京都クレジット	H21.3.27	H21.4.18 【～H20.12.31】	H21.7.10 【～H21.3.31】
オフセット・クレジット	H21.3.27	H21.4.18 【～H21.3.31】	H21.7.10 【～H21.3.31】
JVETS	—	—	—
その他クレジット (ZZZ、XXX、QQQ)	H21.3.27	—	—

(その他クレジットの考え方)

ZZZ は〇〇県による証書をみなしクレジットとして利用しているものであり、A 社クレジット管理簿による無効化手続が行われている。その他、XXX と QQQ を取り扱っており、各制度管理者による登録簿による無効化手続が行われている。

【排出量算定支援サービス】

〇〇サービス ([www.santeixx.co.jp](http://www.santeixx.co.jp)) について、平成 21 年 5 月 20 日に算定ガイドラインに準拠して算定されていることを確認した。△△については、××の係数を用いて計算を用いていることを確認した。

(算定・情報提供に関する基本方針)

算定に関する基本方針、情報提供に関する基本方針を表明している。

免責事項

当制度はオフセット・プロバイダーが第三者機関を利用した透明性の確保の取組を行っていることを表明する制度であり、気候変動対策認証センターはオフセット・プロバイダーの定量的審査・評価を行い、認定・認証等を行うものではない。また、当制度はオフセット・プロバイダーの手続や過去の取引結果を確認して公表しているものであり、現在および将来におけるオフセット・プロバイダーの信頼性を保証するものではない。

気候変動対策認証センター御中

## 平成 20 年度 あんしんプロバイダー制度 申請書

平成 年 月 日

当法人は、あんしんプロバイダー制度の趣旨を理解し、第三者機関を利用した透明性の確保の取組を進めるため、あんしんプロバイダー制度への参加を申請いたします。

制度参加に伴い問題が生じた場合、社団法人海外環境協力センター、気候変動対策認証センターに対して一切の責任を求めない旨誓約いたします。制度参加後は、あんしんプロバイダー名称使用規程を遵守し、カーボン・オフセットの普及に努めます。

(申請ならびに誓約者)

法人名	
住所	
代表者 (末尾に代表者印)	役職 <span style="float: right;">氏名</span>
担当者	役職 <span style="float: right;">氏名</span>
メールアドレス	
電話番号	
FAX 番号	
備考	

該当部分に丸印を記入願います。

手続文書		有
クレジット取扱 の有無	京都クレジット	有 ・ 無
	オフセット・クレジット	有 ・ 無
	<b>JVETS</b>	有 ・ 無
	その他 (含 クレジットに類似するもの)	有 ・ 無 ( 具体的には )
算定支援サイトの有無		有 ・ 無

(添付書類)

- ・ 申込事業者による社内手続を定めた文書 (以下「手続文書」) と関連文書
- ・ 算定および情報公開に関する基本方針
- ・ 事業に関する契約類